

- ・令和7年3月31日までは、周知期間として旧料金で御利用いただけます。また、附属設備についても周知期間中は料金は発生しません。
- ・令和7年4月1日からは新料金となり、附属設備においても料金が発生するので御注意ください。

旧 料 金 表

館区分	時間 室名		基本使用料金(1時間あたり)		冷暖房使用料	摘要	
			午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで			
中央公民館	ホール	平日	町内	円 3,200	円 4,400	町内については1時間あたり2,500円を加算する。 町外については1時間あたり3,800円を加算する。	ホール使用は控室を含む。
			町外	6,400	8,800		
		土・日・休日	町内	3,800	5,100		
			町外	7,600	10,200		
	会議室	AB室	町内	1,000	1,300	基本使用料金に50%を加算する。	
			町外	2,000	2,600		
		A室	町内	600	800		
			町外	1,200	1,600		
		B室	町内	400	500		
			町外	800	1,000		
		和室	町内	300	300		
			町外	600	600		
	実習室	町内	600	800			
		町外	1,200	1,600			
分館	会議室		250	250	基本使用料金に50%を加算する。		

1 使用料算定において使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

2 休日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。